

制限付一般競争入札等の一部変更について

令和3年8月31日

平成27年9月1日から令和3年8月31日までの期間、下記のとおり取扱いを一部変更としておりましたが、令和3年9月1日以降の制限付一般競争入札及び総合評価一般競争入札より正式に適用することとしましたのでお知らせします。

記

○ 2者応札における入札の執行について

1 改正内容

現行：制限付一般競争入札及び総合評価一般競争入札の入札参加者が2者以下の場合は入札を中止する。

改正：制限付一般競争入札及び総合評価一般競争入札の入札参加者が1者以下の場合は入札を中止する。

2 改正理由

参加申請者2者の入札案件割合が高い現状では、2者以下の入札中止は、応札者の負担増を招き、迅速な発注にも支障が生じる事態が予測される。一般競争入札は公告により広く入札参加者を募っており、入札参加者が2者の場合でも、入札に必要な競争性は確保されているため2者入札を執行するものである。

3 制限付一般競争入札及び総合評価一般競争入札の公告文の新旧対照表

新	旧
3. その他 (1) 入札参加者が2者に満たない場合は入札（再度の入札を除く。）を中止する。	3. その他 (1) 入札参加者が2者以下の場合は入札（再度の入札を除く。）を中止する。

4 適用

令和3年9月1日以降に行う制限付一般競争入札及び総合評価一般競争入札。